

クライアント各位

2020年4月8日

## 2020年4月 緊急事態宣言の発令を踏まえた対応について

先般より新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されている状況が続いておりますが、このたび政府より緊急事態宣言が発令され、東京・神奈川・埼玉・千葉・大阪・兵庫・福岡の7つの都府県に対し、法的根拠に基づいた不要不急の外出自粛要請が出されました。

今回の緊急事態宣言は、海外などで行われている鉄道などの運休や外出禁止を含むロックダウン（都市封鎖）ではなく、職場への出勤が制限されているものではないことから、可能な限りお客様へのサービスを継続し、弊社全拠点オフィス（札幌・東京・名古屋・大阪・福岡・沖縄の全オフィス）におきまして、通常営業を継続いたします。

ただし、職員の状況によっては出勤が困難な者が発生する見込みであり、この緊急事態宣言は2020年5月6日までの想定ですが、長期化する場合には、在宅勤務及び弊社の各拠点間での連携を図って業務処理を継続することも想定しております。

尚、各行政機関におきましても、機能に制限が生じるような状況となる可能性もありますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

皆様にはご心配をお掛けいたしますが、何卒ご理解の程、よろしくようお願い申し上げます。新たな情報に関しましては、随時、ご報告させていただきます。

SATO 社会保険労務士法人  
代表社員 關根 章

<本件に関する問合せは下記アドレスまでお願いします>

[bcp-sato@sato-group.com](mailto:bcp-sato@sato-group.com)